

自家用給油取扱所の設置基準について

自家用給油取扱所の配置に係る主な基準は次のとおりである。

- 1 給油空地は、給油車両がバックすることなく、安全かつ円滑に通行することができる広さを有するとともに、車両が車庫に出入りする際に支障とならない位置に設けること。

特に、自家用給油取扱所を敷地の角に配置する場合は、給油空地の確保に留意すること。

(危政令第 17 条第 1 項第 2 号、危規則第 24 条の 14 第 1 項第 2 号)

- 2 給油空地は、給油車両が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。

(危政令第 17 条第 1 項第 2 号、危規則第 24 条の 14 第 1 項第 3 号)

- 3 固定給油設備は、道路境界線から懸垂式の固定給油設備は 4 m 以上、その他の固定給油設備は固定給油設備のホースの長さに 1 m を加えた距離以上の間隔を保つこと。

(危政令第 17 条第 1 項第 1 2 号イ)

- 4 固定給油設備は、敷地境界線から 2 m 以上の間隔を保つこと。

(危政令第 17 条第 1 項第 1 2 号ロ)

- 5 固定給油設備は、建築物の壁から 2 m 以上（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合は 1 m 以上）の間隔を保つこと。

(危政令第 17 条第 1 項第 1 2 号ハ)

- 6 給油取扱所の周囲には、給油車両の出入りする側を除き、高さが 2 m 以上の防火塀（耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもの）を設けること。なお、給油車両の出入りする側とは、幅員 4 m 以上の構内通路に面している部分をいう。

(危政令第 17 条第 1 項第 1 9 号)